

取扱注意

兵庫県青年洋上大学同窓会会計規則

平成23年 5月22日 制定

平成24年10月13日 改定

令和 6年10月19日 改訂

第1条 本会の会計種別を次のとおりとする。

- (1) 一般会計

第2条 本会に次の基金を設置する。

- (1) 国際交流基金
- (2) 研修費用支援基金
- (3) 事業準備基金

2 各基金の目的を次のとおりとする。

- (1) 国際交流基金は、本会の国際交流事業に資するために設ける。
- (2) 研修費用支援基金は、会員が国際交流、青少年活動等の指導者として各種研修事業へ参加することを促進するために設ける。
- (3) 事業準備基金は、本会の周年事業の実施に資するために設ける。

3 基金として積み立てる額は、次の収入による。

- (1) 一般会計予算で定める収入
- (2) 基金の運用から生じる収益

4 基金の運用から生じる収益は、一般会計予算に計上して処理するものとする。

5 基金の目的を達成するため、基金の全部又は一部を一般会計に繰り替えて支出することができる。

第3条 各会計の科目を別表1のとおりとする。

第4条 本会の会計年度は、兵庫県青年洋上大学同窓会規約（以下「規約」とする。）第17条により毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5条 規約第3条第1項における本会の入会金は3,000円、年会費は1,000円とする。年会費については、事務手続きの簡素化により、2,000円/2年の徴収とする。

第6条 年度途中において本会に入会した際の年会費は、当該年度の会費とする。但し、1月1日以降に入会した場合に限り、入会日から3月31日まで及び翌年度の年会費として取り扱う。

第7条 会員は、年会費を納入することなく正会員の資格を喪失した後でも、再び年会費を納入した時点から正会員の資格を得る事ができる。この場合の年会費の取り扱いは前条に準じる。

第8条 個人の賛助会員は、入会時にその年齢が満20歳以上であるものとする。

第9条 各事業の実施において、飲食に関する支出の財源については、原則として参加者の自己負担とする。但し、次の各号にあたるものは、会長の承諾により、それ以外の財源より支出することができる。

- (1) 会議における茶菓子等
- (2) 事業が食事時間をまたがって実施される場合のアルコールを伴わない食事
- (3) その他、会長が適当と認めたもの

取扱注意

第10条 各事業の実施において、自宅から集合地点及び解散地点から自宅までの交通費は、原則として参加者の自己負担とする。但し、次の各号にあたるものは、本会の会計より支出することができる。

- (1) 地区代表者会
- (2) 評議会
- (3) 兵庫県青年洋上大学事前研修、事後研修
- (4) 他団体が実施する会議、事業等に本会を代表して参加する場合で会長が適当と認めたもの
- (5) その他、会長が適当と認めたもの

2 前項における交通費は、原則として公共交通機関を用いた経路のうち最も安価な経路を選択した場合での費用を上限とする。

3 前項の定めに係わらず公共交通機関を用いることが著しく困難な場合に限り、自家用車に対し、20円/kmの交通費の支給を認める。高速道路、有料道路等の料金は、明石大橋通行料を除き支出することができない。

第11条 次の各号に該当する場合、本会より祝電を送り、その費用を支出できる。

- (1) 役員及び元役員の婚姻
- (2) 事務局員及び顧問の婚姻
- (3) 本会の会員として公的な機関あるいはそれに準ずる機関から、本会での活動を根拠に表彰された場合。
- (4) その他、会長が適当と認めたもの

2 次の各号に該当する場合、本会より兵庫県知事へ揮毫及び祝電を依頼できる。

- (1) 役員及び元役員の婚姻
- (2) 事務局員及び顧問の婚姻
- (3) 会員同士の婚姻

3 次の各号に該当する場合、本会より弔電を送り、その費用を支出できる。

- (1) 役員及び元役員の通夜又は葬儀
- (2) 事務局員、顧問、名誉会長及び名誉顧問の通夜又は葬儀
- (3) 兵庫県青少年団体連絡協議会加盟団体代表者の通夜又は葬儀
- (4) その他、会長が適当と認めたもの

4 第1項及び第3項で支出できる額は社会通念上の範囲とし、事務局運営費（雑費）からの支出とする。

第12条 会長は、自然災害等のあらかじめ予測不可能な状況下においては、地区代表者会に諮ることなく会長の判断により予備費から支出を行う事が出来る。

第13条 規約第10条において地区代表者会で審議され承認される予算とは、予算科目の各項における額とする。

2 会長は、軽微な変更を除いて予算の配分の変更を行おうとする場合、あらかじめ地区代表者会の承認を受けなければならない。

3 軽微な変更とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 同一の項における各目の相互間における流用
- (2) 各項の相互間における流用で流用先の額の3割以内の変更
- (3) 予備費から他の項への変更

取扱注意

第14条 兵庫県青少年本部等からの補助金については、各交付要領による。

別表1 予算科目

	項	目	備考	
収入の部	会費収入	入会金		
		年会費		
	事業収入	基本事業		
		国際事業		
		青少年事業		
		社会貢献事業		
	補助金等収入	補助金		
	雑収入			
	引当金	当年度年会費		
		基金		
繰越金				
支出の部	基本事業費	事務局運営費		
		人づくり事業費		
		会員名簿維持管理事業費		
		情報提供事業費		
		地域社会事業費		
		国際事業費	国際交流事業費	
		青少年事業費	青少年事業費	
		社会貢献事業費	社会福祉事業費	
		引当金	次年度年会費	
			予備費	

平成24年10月13日 改訂 第8条追加（賛助会員）
令和6年10月19日 改訂 第10条 3項 自家用車に対し、20円/kmの交通費の支給を認める。